

岩手県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第5地割122の148（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため